

総 括 調 査 票

令和5年10月公表分（2事案）

【 目 次 】

	頁
(8) [財 務 省] 確定申告期における申告相談会場の設営及び会場運営に係る経費	1
(29) [防 衛 省] 医薬品の調達方法等	4

総括調査票

調査事案名	(8) 確定申告期における申告相談会場の設営及び会場運営に係る経費			調査対象 予算額	令和4年度：2,127百万円 (参考 令和5年度：2,059百万円)		
府省名	財務省	会計	一般会計	項	税務業務費	調査主体	本省
組織	国税庁			目	税務特別庁費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

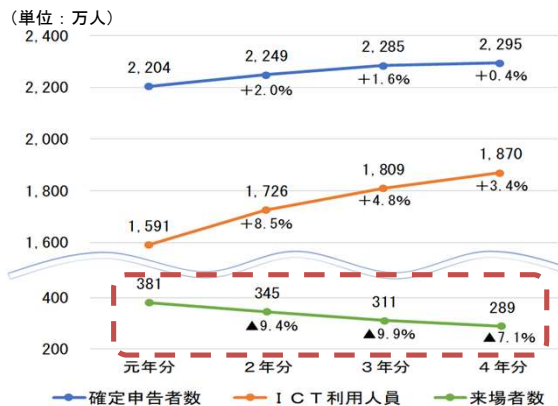
<申告会場の設置>

確定申告者数は増加傾向にあり、特にe-Tax等を利用したICT利用人員が増加している。
【図1】税務署などの申告会場への来場者数は減少傾向にあるとはいえ、確定申告期には多くの納税者が相談に来ることから、税務署においては署内に申告会場を設置するほか、単独又は他署と合同で署外に申告会場を設置して対応している。【表1】【図2】

<主な運営費>

会場借料（署外会場）、机・椅子等の備品借料、駐車場借料等

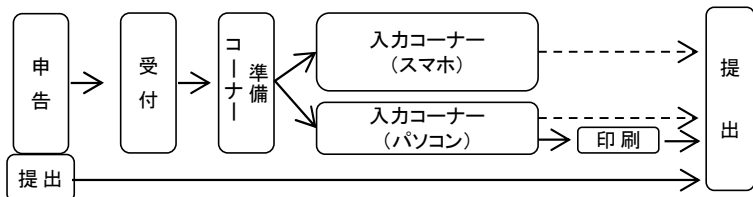
【図1】確定申告者数・来場者数等



【表1】会場設置状況等（令和4年分）

税務署数	524署
うち署外会場	201署
うち署内会場	323署
確定申告者数	約2,295万人
来場者数	約289万人
来場率	12.6%
うち署外会場	約133万人
来場比率	45.9%
うち署内会場	約156万人
来場比率	54.1%

【図2】来場者の主な流れ



②調査の視点

会場運営に必要な経費の効率化について

署外会場について、適切な運営が行われているか。

【調査対象年度】

令和4年度

【調査対象先数】

国税局：12先
(全税務署：524先)
税務署へのアンケート：201先
(抽出調査)

【問題意識】

確定申告期においては、税務署スペース内で相談・申告への対応が困難と見込まれる署においては、署外に単独又は他署と合同で申告会場を設置して対応してきた。
【表3】

確定申告者数は増加傾向にあるが、e-Taxの導入により署外会場への来場者数は減少傾向にあることから、国税庁においては、単独会場の合同会場化により会場数の増加を抑制して、合理化を図ってきたところである。

ただし、e-Taxの利用者数が増加する状況にあることから、現行の署外会場の維持や経費が妥当なのか検討を行った。

【表3】署外会場数の推移

(単位：会場)

	平成17年分	平成19年分	令和元年分	令和4年分
合同会場 (対象署数)	7 (16署)	16 (35署)	24 (77署)	25 (84署)
単独会場 (内プレハブ設置)	129 (-)	134 (-)	118 (2)	117 (2)
合計 (対象署数)	136 (145署)	150 (169署)	142 (195署)	142 (201署)

③調査結果及びその分析

会場運営に必要な経費の効率化について

■予算執行状況について

令和4年分確定申告では、署外会場の会場設営（会場、備品、駐車場借料等）に約12.8億円の経費を要している。【表2】

【表2】署外会場の申告相談会場設営経費の内訳（令和4年分）
(単位：百万円)

区分	会場借料	備品借料	駐車場借料等	合計
実績額	599	408	272	1,279

総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 確定申告期における申告相談会場の設営及び会場運営に係る経費

③調査結果及びその分析

① 署外会場の維持の妥当性

署外会場は、税務署の収容能力のほか、来場者の利便性等の観点から設置されているものもある。このため、調査の端緒として、①税務署近傍に所在し、②来場者数の減少が続いていて、かつ③小規模な署外会場をピックアップし、合同会場化等の効率化の可否について国税庁を通じて確認を行った。この結果、来場者数の減少等の事情に加えて、内部事務の合理化（※）により署内スペースの確保が可能になっていることから、合同会場化よりむしろ署内回帰が可能であることが判明した。

※ 税務署で行っている内部事務の効率的な処理のため、管轄国税局において集中的に一括処理する方式が導入されつつある。

次に、署外会場のうち、①税務署周辺（半径2キロ以内）に所在し、②来場者数の減少率が平均を上回る会場を抽出（142会場のうち46会場）し、合同会場化等の合理化の可否について検討を行った。この結果、7会場については、

- ・署外会場の主たる設置理由が、来場者の利便性の観点というよりも、来場者数が多すぎて税務署内では対応できなかったという経緯があり、
- ・令和4年度の来場者数であれば、今後は署内回帰又は合同会場化も考えられる

ということが判明した。

e-Taxの利用による来場者数の減少は全国的に進んでいる。このため、上記の46会場以外の全て（96会場）についても同様に合同会場化等の可能性について調査を実施した。この結果、署から遠隔地（半径3キロ以上）にある会場については交通アクセス等の実態を踏まえた精査が必要であるが、半径3キロ圏内にある5会場については合同会場化等に向けた検討が可能と考えられる。

② 受入見込人数の妥当性

署外会場の借入れに当たっては、適切な規模の会場を選定する必要がある。もちろん、交通アクセスや会場の選択肢の状況等を踏まえて、必要以上に大規模な会場を選択せざるを得ない場合もあるが、まずもって受入見込人数を適切に見込む必要があることは言うまでもない。受入見込人数が減少すれば、非常勤職員の人数や会場設営に必要な備品（テーブルやパソコン等）の数も減少する。

近年は、申告会場への来場者数の減少率が11%程度に上る【表4】ことから、毎年度、適切に受入見込人数を見込む必要性が高い。そこで、各署外会場における受入見込人数と実来場者数を比較したところ、受入見込人数が実来場者数を40%を超過する会場が22会場、30%を超過し40%以下の会場が23会場もあった。【図3】

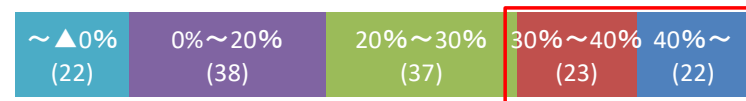
これらの45会場について、令和2年及び令和3年のe-Tax移行者数を適切に反映させたと仮定すれば、超過幅は大幅に縮小する。【図4】

これらの会場については、受入見込人数を適切に見込むことにより会場借料を減額できる蓋然性が高いことから、適正な規模の会場の選定を行うよう改善が求められる。

【表4】e-Taxへの移行人数及び移行率

年	令和4年分		令和3年分		令和2年分		平均	
	人数(人)	移行率	人数(人)	移行率	人数(人)	移行率	人数(人)	移行率
e-Tax利用者	153,175	10.6%	156,011	9.8%	198,180	11.3%	169,122	10.6%

【図3】受入見込人数の超過幅 (単位：会場)



e-Tax移行者の反映

【図4】受入見込人数の超過幅 (e-Tax反映後) (単位：会場)



総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 確定申告期における申告相談会場の設営及び会場運営に係る経費

③調査結果及びその分析

③ 署外会場の準備期間の妥当性

署外会場については、確定申告を受け付けるための準備（会場設営、従業者研修、個別の事前相談等）が必要なことから、確定申告期間前の準備期間を含めて会場を借り入れている。署外会場の準備期間の日数について調査したところ、会場によってかなりのばらつきがあった。【表5】

そこで、平均8日程度となっているところ、16日以上準備期間を設定している19会場について聞き取り調査を行った。この結果、特に中小規模の会場（税務署）においては税務署職員数が少ないことから、税理士による事前相談の期間を十分設定する必要もあるということで、概ね実態に即した対応となっていた。

しかしながら、会場設営に要する期間、従業者研修に要する期間、事前相談等に要する期間を十分に検討することなく、前年踏襲で借上げ契約を行っている会場（5会場）もあることが分かった。

これらの会場については、来場者数の減少を踏まえ、準備期間を短縮する方向で検討を行うことが求められる。

【表5】会場準備にかかる日数 (単位：会場)

準備等期間	5日以下	6～10日	11～15日	16日以上	合計
会場数	29	50	39	19	137

※借料が発生しない「5会場」を除く

④今後の改善点・検討の方向性

① 署外会場の維持の妥当性

e-Taxへの移行による来場者数の減少傾向を踏まえれば、署外会場の維持妥当性について毎年度検討を行う必要がある。合同会場化等が可能と考えられる7会場については、他署との調整や署内スペースの確保ができ次第、合同会場化等を順次進めるべきである。

また、それ以外の5会場についても合理化の検討を進めるべきである。

なお、合同会場化等を行う場合には、現在の会場からの移転を伴うこととなるため、来場者に対する事前説明を徹底するなど、コスト面を優先することで来場者の利便性を損なうことが無いよう、配慮を行うべきである。

② 受入見込人数の妥当性

受入見込人数を適切に見込むことにより、これらの会場がより小規模な会場へ移行できるかどうかは、交通アクセス等の要素を踏まえた検討を行う必要がある。

しかしながら、近年のe-Taxへの移行が進んでいる状況を踏まえれば、超過幅が40%を超える22会場においては早急に受入見込人数を適切に見込み、適切な規模の会場を選定するよう改善を求め。

また、同30%を超え40%以下の23会場についても同様に検討を進めるべきである。

③ 署外会場の準備期間の妥当性

経費の妥当性を確保するためには、毎年度、準備期間の適正性の検証を行う等の改善を行う必要がある。

検討が不十分な5会場については、早急に準備期間の短縮の方向で見直しを行うべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名	(29) 医薬品の調達方法等			調査対象 予算額	令和4年度：10,728百万円 (参考 令和5年度：10,713百万円)		
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	防衛力基盤強化推進費	調査主体	本省
組織	防衛本省			目	医療費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

1. 事案の概要

防衛省・自衛隊では、部内医療機関として自衛隊病院、防衛医科大学校病院及び医務室(以下「医務室等」という。)を設置し、部内診療を行うため様々な医薬品(医療用資材を含む。)を調達している。このうち、陸上自衛隊では、補給統制本部及び各地の補給処(5か所)で需給統制品を定め、一括して調達・補給等を行い、需給統制品以外は、医務室等において個別に調達を行っている。

また、陸上自衛隊以外の海上自衛隊及び航空自衛隊では、原則として基地内の医務室等において個別に調達を行っている。

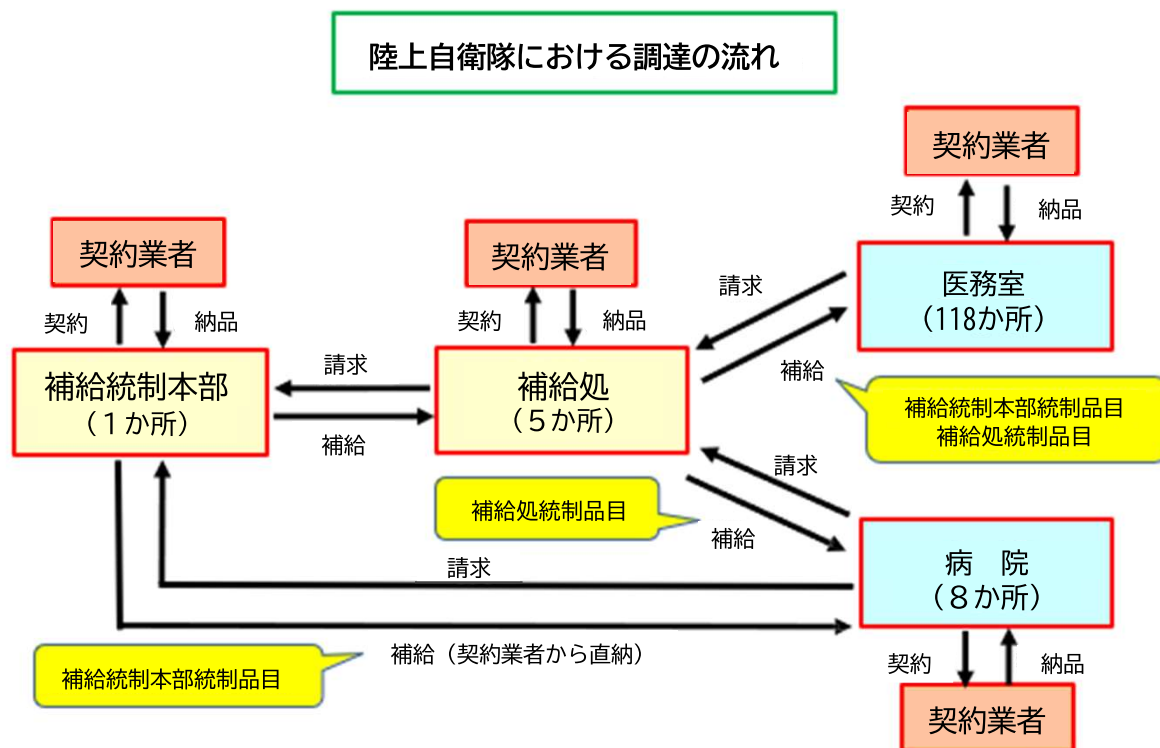
2. 前回調査の概要

平成26年度の予算執行調査において、入札条件の見直し、統一的な管理手法の導入、ジェネリック医薬品の数量シェアの目標値の達成状況が指摘され、平成28年度のフォローアップ調査において、

- ・入札条件の見直しにより、平成26年度調査時と比較可能な医薬品においては、調達単価が約13.7%減少していること。
- ・医薬品の適切な在庫管理のための統一的な管理手法が導入されたこと等により、一部の医務室等において、過剰在庫及び廃棄処分に改善が見られること。
- ・ジェネリック医薬品の数量シェアの目標値は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定。以下「骨太の方針2015」という。)において定められ、「2017年(平成29年)末に70%以上とする」を平成27年度に達成(75.4%)していること。

が確認された。

なお、ジェネリック医薬品の数量シェアの目標値は、「骨太の方針2015」において、「2018年度(平成30年度)から2020年度(平成32年度)末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」こととされているが、平成28年度には政府目標である80%を達成(83.3%)している。



総 括 調 査 票

調査事案名 (29) 医薬品の調達方法等

②調査の視点

1. 医薬品の調達業務について

医薬品の調達業務は、経済的・効率的に行われているか。

2. 医薬品の在庫管理について

医薬品の在庫管理は、効率的に行われているか。

③調査結果及びその分析

1. 医薬品の調達業務について

陸上自衛隊においては、特定の医薬品について有事・災害・国際貢献等における迅速な調達補給を容易にし、衛生支援の即応性の向上、恒常業務の効率化・合理化及び齊一な医療の提供を行うため、需給統制を行っている。平成26年度調査の際に、同一医薬品目において、陸上自衛隊の需給統制品が海上自衛隊、航空自衛隊等の医薬品より高額であったことから、陸上自衛隊では医薬品への個装表示ラベルの貼付を廃止しコスト縮減したが、今回、購入数量が多い医薬品について価格を比較調査したところ、前回の調査と同様に陸上自衛隊の需給統制品の方が高額となっている事例が多く見られた。【図】

需給統制品のうち医薬品購入数量の多い10品目（総額74.6百万円）について、海上自衛隊、航空自衛隊等の購入実績による加重平均の単価で購入した場合は4.7%安くなる。この割合について当該医薬品全体においても同様であるとすれば、約28百万円が節約できると考えられる。

陸上自衛隊と同様に全国に病院を抱える国家公務員共済組合連合会に医薬品の調達について調査したところ、医療用資材は、NHA（日本ホスピタルアライアンス：大学病院、公的病院、民間病院が参加する共同購入組織体）に参加することでスケールメリットを活かし調達、医薬品は、国家公務員共済組合連合会の本部・病院が一体となった価格交渉を行うことで、コストの削減を図っていた。

2. 医薬品の在庫管理について

陸上自衛隊の各駐屯地の医務室での医薬品の管理は、医薬品棚に紙の表が備え付けられ、使用した分を記入し後ほどまとめて電子の管理簿に入力していた。医務室に限らず自衛隊病院でも同様であり、自衛隊で最大の自衛隊中央病院における需給統制品の管理倉庫においても同様のやり方で行っていた。また、自衛隊中央病院内の管理倉庫においては、2週間に1度、職員が手作業で医薬品の棚卸しを行っていた。

防衛省の機関である防衛医科大学校病院では、医薬品の在庫管理と調剤補助は外部に委託しており、自衛隊と同様に全国に病院を持つ国家公務員共済組合連合会における医薬品の在庫管理について調査したところ、SPD（「Supply（供給）」、「Processing（加工）」、「Distribution（分配）」）システムを導入することで医薬品の適正管理と事務コストの削減を図っており、このような手法は他の民間病院等でも活用されている。

自衛隊においては、平成26年度調査の結果を踏まえ医薬品の管理について様式の統一化は図ったが、前述のような他の病院の状況等を参考にした業務の見直し等は特段行われていない。

【図】 需給統制品のうち医薬品購入数量トップ10 海上自衛隊・航空自衛隊等との価格比較



④今後の改善点・検討の方向性

1. 医薬品の調達業務について

陸上自衛隊の需給統制の医薬品については、スケールメリットを活かした価格交渉などを行い、海上自衛隊、航空自衛隊等と同等の購入単価に縮減すべきである。

2. 医薬品の在庫管理について

医薬品の在庫管理においては、外部委託の検討も含め、業務の効率化やDXを踏まえたワークフローの見直しを行うべきである。

また、病院の運営に限らず、防衛省・自衛隊における縦割りを排除し、横の連携、業務運営に関する情報共有等により、業務の見直しや業務コストの縮減等について検討すべきである。